

基安発 0228 第 4 号
令和 7 年 2 月 28 日

一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
(公 印 省 略)

令和 7 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 7 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 1,195 人、うち死亡者数は 30 人となっています。業種別にみると、建設業 216 件、製造業 227 件となっており、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を行っていなかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もありました。

については、令和 7 年の本キャンペーンを、別添の令和 7 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。